

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 8 月 9 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 32 件

厚生年金保険関係 32 件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1700147 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1700140 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 8 年 4 月 1 日から平成 19 年 4 月 26 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 8 年 4 月から同年 9 月までの標準報酬月額については、20 万円から 28 万円、同年 10 月から平成 9 年 9 月までの標準報酬月額については、20 万円から 26 万円、同年 10 月から平成 15 年 3 月までの標準報酬月額については、22 万円から 26 万円、同年 4 月及び同年 5 月の標準報酬月額については、22 万円から 34 万円、同年 6 月から平成 17 年 8 月までの標準報酬月額については、22 万円から 38 万円、同年 9 月から平成 18 年 7 月までの標準報酬月額については、24 万円から 38 万円、同年 8 月から平成 19 年 3 月までの標準報酬月額については、24 万円から 41 万円とする。

平成 8 年 4 月から平成 19 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 8 年 4 月から平成 19 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における標準賞与額を平成 15 年 7 月 31 日は 62 万円、同年 12 月 31 日は 38 万円、平成 16 年 7 月 31 日は 22 万円、同年 12 月 31 日は 51 万 7,000 円、平成 17 年 7 月 31 日は 36 万円、同年 12 月 31 日は 55 万円、平成 18 年 7 月 31 日は 28 万 6,000 円、同年 12 月 31 日は 10 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 7 月 31 日、同年 12 月 31 日、平成 16 年 7 月 31 日、同年 12 月 31 日、平成 17 年 7 月 31 日、同年 12 月 31 日、平成 18 年 7 月 31 日及び同年 12 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 7 月 31 日、同年 12 月 31 日、平成 16 年 7 月 31 日、同年 12 月 31 日、平成 17 年 7 月 31 日、同年 12 月 31 日、平成 18 年 7 月 31 日及び同年 12 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとして認められる。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成8年4月1日から平成19年4月26日まで
② 平成15年7月頃
③ 平成15年12月頃
④ 平成16年7月頃
⑤ 平成16年12月頃
⑥ 平成17年7月頃
⑦ 平成17年12月頃
⑧ 平成18年7月頃
⑨ 平成18年12月頃

A社に勤務した期間のうち、請求期間①の標準報酬月額が給料支払明細書の金額よりも低く記録されている。また、請求期間②から⑨までの標準賞与額の記録がない。

給料支払明細書を提出するので、請求期間①の標準報酬月額及び請求期間②から⑨までの標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成8年4月1日から同年10月1日までの期間について、請求者から提出されたA社に係る給料支払明細書により、請求者は当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間①のうち、平成8年10月1日から平成19年4月26日までの期間について、上記の給料支払明細書により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額から算出される請求者の当該期間の標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、上記の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成8年4月から同年9月までの標準報酬月額は28万円、同年10月から平成15年3月までの標準報酬月額は26万円、同年4月及び同年5月の標準報酬月額は34万円、同年6月から平成18年7月までの標準報酬月額は38万円、同年8月から平成19年3月までの標準報酬月額は41万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成8年4月1日から平成19年4月26日までの期間の標準報酬月額に係

る届出及び厚生年金保険料の納付については不明と回答しているものの、上記の給料支払明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録により確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記の給料支払明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成8年4月1日から平成19年4月26日までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②から⑨までについて、請求者から提出された賞与に係る給料支払明細書（以下「賞与明細書」という。）及び市民税・県民税特別徴収税額の通知書により、請求者は当該請求期間に、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間②から⑨までに係る賞与支給日について、A社の経理及び社会保険事務担当者、請求者並びに同僚の陳述により、賞与支給月は7月と12月であることが推認できるものの、賞与支給日については、同社は不明と回答している上、請求者は同社における賞与は振り込みではなかった旨陳述しており、当該請求期間の賞与支給日を特定する資料はないことから、賞与支給月の月末と認定し、請求期間②は平成15年7月31日、請求期間③は同年12月31日、請求期間④は平成16年7月31日、請求期間⑤は同年12月31日、請求期間⑥は平成17年7月31日、請求期間⑦は同年12月31日、請求期間⑧は平成18年7月31日、請求期間⑨は同年12月31日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②から⑨までに係る標準賞与額については、上記の賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、請求期間②は62万円、請求期間③は38万円、請求期間④は22万円、請求期間⑤は51万7,000円、請求期間⑥は36万円、請求期間⑦は55万円、請求期間⑧は28万6,000円、請求期間⑨は10万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②から⑨までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700148号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700141号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月10日の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

平成17年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月10日

年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2005年夏期賞与」と記載された賞与明細書、B厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は平成17年7月10日に同社から賞与の支給を受け、賞与額に見合う標準賞与額(5万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700167号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700142号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月10日の標準賞与額を21万2,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月10日

年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知った。賞与支給明細書を提出するので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2005年夏期賞与」と記載された賞与明細書、請求者から提出された給料・賞与支給明細書並びにB厚生年金基金から提出された請求者に係る加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成17年7月10日に同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書及び給料・賞与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、21万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、平成 17 年 7 月 10 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1700174 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1700143 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 17 年 7 月 10 日の標準賞与額を 20 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 17 年 7 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 17 年 7 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 7 月 10 日

年金事務所からのお知らせにより、A 社に勤務している期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された「2005 年夏期賞与」と記載された賞与明細書、B 厚生年金基金から提出された請求者に係る加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成 17 年 7 月 10 日に同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、20 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 17 年 7 月 10 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか

否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700177号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700144号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月10日の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

平成17年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月10日

年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務している期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2005年夏期賞与」と記載された賞与明細書、B厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は平成17年7月10日に同社から賞与の支給を受け、賞与額に見合う標準賞与額(5万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700240号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700145号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月12日の標準賞与額を20万5,000円とすることが必要である。

平成19年12月12日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年12月12日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2007年12月度賞与明細」及び平成19年度下期賞与の支給に係る社内通達文書により、請求者は、平成19年12月12日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成19年*月*日から同年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に届け出られたことにより、オンライン記録によると、請求期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から20万5,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700241号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700146号

第1 結論

請求者のA社における平成19年6月28日の標準賞与額を64万3,000円、同年12月12日の標準賞与額を18万円とすることが必要である。

平成19年6月28日及び同年12月12日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年6月28日
② 平成19年12月12日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間①及び②の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2007年06月度賞与明細」及び「2007年12月度賞与明細」並びに平成19年度上期内務員賞与の支給及び平成19年度下期賞与の支給に係る社内通達文書により、請求者は、請求期間①及び②に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成19年*月*日から平成20年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に届け出られたことにより、オンライン記録によると、請求期間①及び②は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から、請求期間①は64万3,000円、請求期間②は18万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700242号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700147号

第1 結論

請求者のA社における平成20年6月27日の標準賞与額を57万4,000円、同年12月12日の標準賞与額を4万1,000円とすることが必要である。

平成20年6月27日及び同年12月12日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年6月27日
② 平成20年12月12日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間①及び②の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2008年06月度賞与明細」及び「2008年12月度賞与明細」並びに平成20年度上期内務員賞与の支給及び平成20年度下期内務員賞与の支給に係る社内通達文書により、請求者は、請求期間①及び②に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成20年*月*日から平成21年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に届け出られたことにより、オンライン記録によると、請求期間①及び②は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から、請求期間①は57万4,000円、請求期間②は4万1,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700243号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700148号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月12日の標準賞与額を70万8,000円とすることが必要である。

平成18年12月12日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月12日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2006年12月度賞与明細」及び平成18年度下期賞与の支給に係る社内通達文書により、請求者は、平成18年12月12日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成18年*月*日から平成19年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に届け出られたことにより、オンライン記録によると、請求期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から70万8,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700244号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700149号

第1 結論

請求者のA社における平成20年6月27日の標準賞与額を80万5,000円とすることが必要である。

平成20年6月27日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年6月27日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2008年6月度賞与明細」及び平成20年度上期内務員賞与の支給に係る社内通達文書により、請求者は、平成20年6月27日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成20年*月*日から同年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に届け出られたことにより、オンライン記録によると、請求期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から80万5,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700245号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700150号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月12日の標準賞与額を74万7,000円、平成20年6月27日の標準賞与額を22万4,000円とすることが必要である。

平成19年12月12日及び平成20年6月27日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月12日
② 平成20年6月27日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間①及び②の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2007年12月度賞与明細」及び「2008年6月度賞与明細」並びに平成19年度下期賞与の支給及び平成20年度上期内務員賞与の支給に係る社内通達文書により、請求者は、請求期間①及び②に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成19年*月*日から平成20年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に届け出られたことにより、オンライン記録によると、請求期間①及び②は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から、請求期間①は74万7,000円、請求期間②は22万4,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700246号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700151号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月12日の標準賞与額を70万5,000円とすることが必要である。

平成20年12月12日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月12日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2008年12月度賞与明細」及び平成20年度下期内務員賞与の支給に係る社内通達文書により、請求者は、平成20年12月12日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成20年*月*日から平成21年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に届け出られたことにより、オンライン記録によると、請求期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から70万5,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700247号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700152号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月12日の標準賞与額を70万9,000円とすることが必要である。

平成20年12月12日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月12日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2008年12月度賞与明細」及び平成20年度下期内務員賞与の支給に係る社内通達文書により、請求者は、平成20年12月12日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成20年*月*日から平成21年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に届け出られたことにより、オンライン記録によると、請求期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から70万9,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700248号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700153号

第1 結論

請求者のA社における平成19年6月28日の標準賞与額を39万4,000円とすることが必要である。

平成19年6月28日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年6月28日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2007年06月度賞与明細」及び平成19年度上期内務員賞与の支給に係る社内通達文書により、請求者は、平成19年6月28日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成19年*月*日から平成20年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に届け出られたことにより、オンライン記録によると、請求期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から39万4,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700249号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700154号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月12日の標準賞与額を74万円、平成20年6月27日の標準賞与額を24万6,000円とすることが必要である。

平成19年12月12日及び平成20年6月27日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月12日
② 平成20年6月27日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間①及び②の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2007年12月度賞与明細」及び「2008年06月度賞与明細」並びに平成19年度下期賞与の支給及び平成20年度上期内務員賞与の支給に係る社内通達文書により、請求者は、請求期間①及び②に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成19年*月*日から平成20年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に届け出られたことにより、オンライン記録によると、請求期間①及び②は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から、請求期間①は74万円、請求期間②は24万6,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700250号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700155号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月12日の標準賞与額を40万6,000円とすることが必要である。

平成20年12月12日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月12日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2008年12月度賞与明細」及び平成20年度下期内務員賞与の支給に係る社内通達文書により、請求者は、平成20年12月12日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成20年*月*日から平成21年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に届け出られたことにより、オンライン記録によると、請求期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から40万6,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1700251 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1700156 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 20 年 6 月 27 日の標準賞与額を 54 万 3,000 円、同年 12 月 12 日の標準賞与額を 6 万 7,000 円とすることが必要である。

平成 20 年 6 月 27 日及び同年 12 月 12 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 20 年 6 月 27 日
② 平成 20 年 12 月 12 日

A 社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間①及び②の賞与について、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された「2008 年 06 月度賞与明細」及び「2008 年 12 月度賞与明細」並びに平成 20 年度上期内務員賞与の支給及び平成 20 年度下期内務員賞与の支給に係る社内通達文書により、請求者は、請求期間①及び②に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間中 (平成 20 年 * 月 * 日から平成 21 年 * 月 * 日まで) に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 28 年 11 月 15 日に届け出られたことにより、オンライン記録によると、請求期間①及び②は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から、請求期間①は 54 万 3,000 円、請求期間②は 6 万 7,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700252号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700157号

第1 結論

請求者のA社における平成19年6月28日の標準賞与額を69万4,000円とすることが必要である。

平成19年6月28日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和48年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年6月28日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2007年06月度賞与明細」及び平成19年度上期内務員賞与の支給に係る社内通達文書により、請求者は、平成19年6月28日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成19年*月*日から同年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に届け出られたことにより、オンライン記録によると、請求期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から69万4,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700253号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700158号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月12日の標準賞与額を59万円とすることが必要である。
平成18年12月12日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月12日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2006年12月度賞与明細」及び平成18年度下期賞与の支給に係る社内通達文書により、請求者は、平成18年12月12日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成18年*月*日から平成19年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に届け出られたことにより、オンライン記録によると、請求期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から59万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700254号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700159号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月12日の標準賞与額を33万7,000円とすることが必要である。

平成18年12月12日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月12日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2006年12月度賞与明細」及び平成18年度下期賞与の支給に係る社内通達文書により、請求者は、平成18年12月12日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成18年*月*日から平成19年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に届け出られたことにより、オンライン記録によると、請求期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から33万7,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700255号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700160号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月12日の標準賞与額を28万4,000円とすることが必要である。

平成20年12月12日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月12日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2008年12月度賞与明細」及び平成20年度下期内務員賞与の支給に係る社内通達文書により、請求者は、平成20年12月12日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成20年*月*日から平成21年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に届け出られたことにより、オンライン記録によると、請求期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から28万4,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700256号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700161号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月12日の標準賞与額を64万9,000円、平成20年6月27日の標準賞与額を21万3,000円とすることが必要である。

平成19年12月12日及び平成20年6月27日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月12日
② 平成20年6月27日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間①及び②の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2007年12月度賞与明細」及び「2008年06月度賞与明細」並びに平成19年度下期賞与の支給及び平成20年度上期内務員賞与の支給に係る社内通達文書により、請求者は、請求期間①及び②に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成19年*月*日から平成20年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に届け出られたことにより、オンライン記録によると、請求期間①及び②は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から、請求期間①は64万9,000円、請求期間②は21万3,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700257号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700162号

第1 結論

請求者のA社における平成19年6月28日の標準賞与額を45万7,000円、同年12月12日の標準賞与額を16万2,000円とすることが必要である。

平成19年6月28日及び同年12月12日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年6月28日
② 平成19年12月12日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間①及び②の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2007年06月度賞与明細」及び「2007年12月度賞与明細」並びに平成19年度上期内務員賞与の支給及び平成19年度下期内務員賞与の支給に係る社内通達文書により、請求者は、請求期間①及び②に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成19年*月*日から平成20年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に届け出られたことにより、オンライン記録によると、請求期間①及び②は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から、請求期間①は45万7,000円、請求期間②は16万2,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1700258 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1700163 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 20 年 12 月 12 日の標準賞与額を 54 万 5,000 円とすることが必要である。

平成 20 年 12 月 12 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 12 月 12 日

A 社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された「2008 年 12 月度賞与明細」及び平成 20 年度下期内務員賞与の支給に係る社内通達文書により、請求者は、平成 20 年 12 月 12 日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間中 (平成 20 年 * 月 * 日から平成 21 年 * 月 * 日まで) に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 28 年 11 月 15 日に届け出られたことにより、オンライン記録によると、請求期間は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から 54 万 5,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700259号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700164号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月12日の標準賞与額を20万2,000円とすることが必要である。

平成19年12月12日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年12月12日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2007年12月度賞与明細」及び平成19年度下期賞与の支給に係る社内通達文書により、請求者は、平成19年12月12日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成19年*月*日から平成20年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に届け出られたことにより、オンライン記録によると、請求期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から20万2,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700260号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700165号

第1 結論

請求者のA社における平成20年6月27日の標準賞与額を46万4,000円とすることが必要である。

平成20年6月27日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年6月27日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2008年06月度賞与明細」及び平成20年度上期内務員賞与の支給に係る社内通達文書により、請求者は、平成20年6月27日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成20年*月*日から平成21年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に届け出られたことにより、オンライン記録によると、請求期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から46万4,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700261号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700166号

第1 結論

請求者のA社における平成19年6月28日の標準賞与額を9万8,000円とすることが必要である。

平成19年6月28日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年6月28日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2007年06月度賞与明細」及び平成19年度上期内務員賞与の支給に係る社内通達文書により、請求者は、平成19年6月28日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成19年*月*日から同年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に届け出られたことにより、オンライン記録によると、請求期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から9万8,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700262号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700167号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月12日の標準賞与額を61万3,000円、平成20年6月27日の標準賞与額を14万6,000円とすることが必要である。

平成19年12月12日及び平成20年6月27日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月12日
② 平成20年6月27日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間①及び②の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2007年12月度賞与明細」及び「2008年06月度賞与明細」並びに平成19年度下期賞与の支給及び平成20年度上期内務員賞与の支給に係る社内通達文書により、請求者は、請求期間①及び②に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成19年*月*日から平成20年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に届け出られたことにより、オンライン記録によると、請求期間①及び②は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から、請求期間①は61万3,000円、請求期間②は14万6,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700271号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700168号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月12日の標準賞与額を52万2,000円とすることが必要である。

平成18年12月12日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月12日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2006年12月度賞与明細」及び平成18年度下期賞与の支給に係る社内通達文書により、請求者は、平成18年12月12日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成18年*月*日から平成19年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年12月20日に届け出られたことにより、オンライン記録によると、請求期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から52万2,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700113号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700169号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月17日の標準賞与額を1万1,000円、平成17年12月15日の標準賞与額を15万8,000円、平成18年7月20日の標準賞与額を16万9,000円、同年12月15日の標準賞与額を16万9,000円及び平成19年7月20日の標準賞与額を19万9,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月17日、平成17年12月15日、平成18年7月20日、同年12月15日及び平成19年7月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月17日、平成17年12月15日、平成18年7月20日、同年12月15日及び平成19年7月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月17日
② 平成17年12月15日
③ 平成18年7月20日
④ 平成18年12月15日
⑤ 平成19年7月20日

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑤までの標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、厚生年金保険料は控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

年金事務所から提出された請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)によると、A社は、当該期間に係る請求者を含む従業員に係る賞与支払届を、年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年2月4日付けで提出し、当該賞与支払届において確認できる標準賞与額は、複数の同僚か

ら提出された請求期間に係る賞与支給明細書に記載されている賞与支給額に見合う標準賞与額と一致している。

また、請求者から提出された請求期間②から⑤までの期間に係る賞与支給明細書に記載されている賞与支給額に見合う標準賞与額も、賞与支払届において確認できる標準賞与額と一致していることから、請求者は、賞与支給明細書を保有していない請求期間①を含む請求期間において、賞与支払届において確認できる標準賞与額に相当する賞与を支給されていたことが認められる。

請求期間①については、前述のとおり、賞与支払届に記載された標準賞与額に相当する賞与を事業主から支給されていることが認められるものの、複数の同僚から提出された賞与支給明細書により、支給された賞与額に見合う標準賞与額に比べ低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準賞与額については、賞与支払届及び複数の同僚が保有する賞与支給明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から1万1,000円とすることが妥当である。

また、請求期間②から⑤までの期間については、請求者から提出された賞与支給明細書により、請求者は、当該賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料をそれぞれ控除されていることが確認できる。

したがって、請求期間②から⑤までの期間に係る標準賞与額については、請求者から提出された賞与支給明細書により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間②は15万8,000円、請求期間③は16万9,000円、請求期間④は16万9,000円、請求期間⑤は19万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、請求期間①から⑤までの期間に係る賞与支払届については、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、年金事務所に対して提出されたことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700166号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700170号

第1 結論

請求者のA社における平成17年8月12日、同年12月16日、平成18年8月11日及び同年12月15日の標準賞与額を32万4,000円に訂正することが必要である。

平成17年8月12日、同年12月16日、平成18年8月11日及び同年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年8月12日、同年12月16日、平成18年8月11日及び同年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月8日
② 平成15年12月19日
③ 平成17年8月12日
④ 平成17年12月16日
⑤ 平成18年8月11日
⑥ 平成18年12月15日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録が漏れているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間③から⑥までについて、A社から提出された給与明細書(賞与)(以下「賞与明細書」という。)、賃金台帳、源泉徴収簿及び同社の回答並びに請求者から提出された源泉徴収票により、請求者は、平成17年8月12日、同年12月16日、平成18年8月11日及び同年12月15日にいずれも32万4,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、平成 17 年 8 月 12 日、同年 12 月 16 日、平成 18 年 8 月 11 日及び同年 12 月 15 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間①及び②について、事業主は、当該期間の賃金台帳等の資料を保有していないため、賞与を支給していたか、当該賞与から保険料を控除していたか不明である旨回答しており、請求者は、平成 15 年分給与所得の源泉徴収票を提出しているものの、当該期間における賞与の支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できるその他の資料を保有していないため、当該源泉徴収票のみでは、記載されている支払金額及び社会保険料等の金額の中に請求期間①及び②に係る具体的な賞与の支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、賞与の振込先は B 銀行 C 支店であった旨陳述しているところ、同行同支店は資料の保管期限を経過しているため記録はない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700194号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700171号

第1 結論

請求者のA社における平成16年4月1日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成16年4月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年4月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年4月1日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録が漏れているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社のタクシー事業部門を統合し、同社が保有していた資料をすべて引き継いだとするB社から提出された給与支給明細書、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び同社の回答並びにA社の元経理担当者の陳述から判断すると、請求者は、平成16年4月1日に10万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主から、請求者の賞与の届出や厚生年金保険料納付について回答が得られず、B社は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。